

八一 犀川橋より川下之殺生停止之儀觸

犀川橋を限、川下は湊口迄之間、唯今より八月晦日迄魚釣・網打、惣而殺生御停止之旨被仰出候事。

但、屋那懸候儀、惣而川殺生、川師共は不苦候事。

別紙之趣被得其意、組・支配之面々家來末々迄可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、夫々申聞候様相達、同役中可有傳達事。

右之趣可被得其意候。以上。

(元文元年) 五月三日

前田 對馬守

犀川橋を限、川下は湊口迄之間、當三月朔日より八月廿九日迄、魚釣・網打惣而川殺生御停止之旨被仰出候事。

但、やな懸候儀、惣而川殺生、川師共は不苦候事。

別紙之通被得其意、組・支配之家來末々迄可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配にも相觸候様被申聞、同役中可有傳達事。

右之趣可被得其意候。以上。

(元文二年) 二月十八日

前田 土佐守

犀川橋を限、川下は湊口迄之間、當三月朔日より八月廿九日迄、魚釣・網打惣而川殺生御停止之旨被仰出候事。

但、屋那懸候儀、惣而川殺生、川師共は不苦候事。

二月

別紙之通被得其意、組・支配家來末々迄可被申渡候。組等之内裁許有之面々は、其支配にも相觸候様被申聞、同役中可有傳達事。

右之趣可被得其意候。以上。

(元文三年) 二月二十四日

前田 對馬守

八二 石川・河北兩郡松山取締之儀觸

石川・河北兩郡松山之儀、山廻役之者其外足輕廻等相廻り、縮爲仕候處、近年猥に罷成、落葉を取候者山刀鎌等持參仕者有之、右にことよせ松木伐取候もの多有之跡に候。

松木伐候儀は、前々より御停止に候處、今年之儀別而猥に罷成候間、向後右之族無之様仕度旨、御郡奉行申聞候に付、猥なるもの有之候ば召捕、急度遠吟味候様申渡候條、被得其意、組・支配家來末々迄可被申渡候。且又組等之内裁許有之人々は、其支配にも相違候様被申聞、尤同役中可有傳達事。

右之趣可被得其意候。以上。

(元文二年) 閏十一月廿三日

前田 對馬守

八三 餌指燕捕間敷儀觸

燕、金澤廻りにて餌指ども取不申様に被仰出候に付、其段若年寄中より夫々申渡有之候條、御家中之人々も右之趣相心得候様可被申聞候。組等之内裁許有之面々は、其支配にも相觸候様被申聞、尤同役中可有傳達事。

右之趣可被得其意候。以上。

(元文三年) 三月晦日

本多 安房守

八四 惣構之川芹摘候儀に付觸

惣構川中に有之候芹、段々少罷成候。此通にては以來御用支可申候。依之御鳥部屋御用之刻は、紛無之ため見合札を以爲取可申候。尤御用之外取候ものは急度相斷、爲取不申様夫々申渡候間、御家中之人々心得違無之様、一統御申談可被成事。

(元文三年) 戊午五月八日

別紙若年寄中紙面之寫相越之候條、被得其意、組・支配可被申渡候。且又組等之内裁許有之面々は、其支配にも相違候様被申聞、同役中可有傳達事。

五月十一日

前田 土佐守

八五 隱質取間敷儀觸

盜賊改方定格にて、前々より被盜物似寄申品々は、質屋・古手・古金商賣人共より爲指出、改方相洩候儀無御座候。然ば近年被盜物之品、別而刀・脇指之類商賣人に賣渡不申候哉、似寄に指出申品多は無之候。相考候處、商賣人之外に賣渡、且又高利にて隱質取申者有之様及承、相尋候處、當